

大洲・喜多衛生事務組合 告示第9号

次のとおり公印の改刻をしたので、大洲・喜多衛生事務組合公印規則（平成19年4月1日大洲・喜多衛生事務組合規則第2号）第10条の規定により告示する。

令和4年9月30日

大洲・喜多衛生事務組合 組合長 二宮 隆久

区分	公印の名称	印影	使用開始の日
改刻	組合長印	(省略)	令和4年10月1日